

入所料金表(1割負担)

平成29年4月1日改定

★個室(概算月額料金)

単位:円

	負担段階	(介護保険 1割負担分)					居住費	食費	(希望による)		日額	月額 (31日計算)
		基本料金	夜勤職員 配置加算	在宅復帰 在宅療養 支援加算	栄養マネジ メント加算	サービス提供体 制強化加算 I			おやつ	日常生活 品費		
要 介 護 1	第1段階	727	25	29	15	19	490	300	120	250	1,975	61,225
	第2段階						490	390	120	250	2,065	64,015
	第3段階						1,310	650	120	250	3,145	97,495
	第4段階						1,800	1,550	120	250	4,535	140,585
要 介 護 2	第1段階	774	25	29	15	19	490	300	120	250	2,022	62,682
	第2段階						490	390	120	250	2,112	65,472
	第3段階						1,310	650	120	250	3,192	98,952
	第4段階						1,800	1,550	120	250	4,582	142,042
要 介 護 3	第1段階	837	25	29	15	19	490	300	120	250	2,085	64,635
	第2段階						490	390	120	250	2,175	67,425
	第3段階						1,310	650	120	250	3,255	100,905
	第4段階						1,800	1,550	120	250	4,645	143,995
要 介 護 4	第1段階	892	25	29	15	19	490	300	120	250	2,140	66,340
	第2段階						490	390	120	250	2,230	69,130
	第3段階						1,310	650	120	250	3,310	102,610
	第4段階						1,800	1,550	120	250	4,700	145,700
要 介 護 5	第1段階	945	25	29	15	19	490	300	120	250	2,193	67,983
	第2段階						490	390	120	250	2,283	70,773
	第3段階						1,310	650	120	250	3,363	104,253
	第4段階						1,800	1,550	120	250	4,753	147,343

★多床室(概算月額料金)

単位:円

	負担段階	(介護保険 1割負担分)					居住費	食費	(希望による)		日額	月額 (31日計算)
		基本料金	夜勤職員 配置加算	在宅復帰 在宅療養 支援加算	栄養マネジ メント加算	サービス提供体 制強化加算 I			おやつ	日常生活 品費		
要 介 護 1	第1段階	803	25	29	15	19	0	300	120	250	1,561	48,391
	第2段階						370	390	120	250	2,021	62,651
	第3段階						370	650	120	250	2,281	70,711
	第4段階						450	1,550	120	250	3,261	101,091
要 介 護 2	第1段階	853	25	29	15	19	0	300	120	250	1,611	49,941
	第2段階						370	390	120	250	2,071	64,201
	第3段階						370	650	120	250	2,331	72,261
	第4段階						450	1,550	120	250	3,311	102,641
要 介 護 3	第1段階	917	25	29	15	19	0	300	120	250	1,675	51,925
	第2段階						370	390	120	250	2,135	66,185
	第3段階						370	650	120	250	2,395	74,245
	第4段階						450	1,550	120	250	3,375	104,625
要 介 護 4	第1段階	970	25	29	15	19	0	300	120	250	1,728	53,568
	第2段階						370	390	120	250	2,188	67,828
	第3段階						370	650	120	250	2,448	75,888
	第4段階						450	1,550	120	250	3,428	106,268
要 介 護 5	第1段階	1,026	25	29	15	19	0	300	120	250	1,784	55,304
	第2段階						370	390	120	250	2,244	69,564
	第3段階						370	650	120	250	2,504	77,624
	第4段階						450	1,550	120	250	3,484	108,004

※初期加算として入所後30日間に限り基本料金の32円が別途加算されます。

※口腔衛生管理体制加算として1月につき32円が別途加算されます。

※介護職員処遇改善加算 I (所定単位数の39/1000)が別途加算されます。

※外泊時(外泊初日と最終日以外)は基本料金が1日379円となります。

※上記金額については1円未満の端数計算により誤差が生じます。

※一定以上の所得のある方(又は負担割合証に記載の負担割合が『2割』の方)は負担割合が2割になります。

★加算(介護保険 1割負担分)

項目	金額(円)	内容
夜勤職員配置加算	25 (1日につき)	厚生労働大臣が定める基準を上回る夜勤職員(看護職員又は介護職員)を配置している施設に加算されます。
在宅復帰在宅療養支援機能加算	29 (1日につき)	前6か月間において退所した入所者のうち、在宅において介護を受けることとなった者の占める割合が30%を超え、かつ30.4を入所者の平均在所日数で除して得た数が5%以上の施設に加算
栄養マネジメント加算	15 (1日につき)	入所者の栄養ケア計画の作成、栄養状態の観察及び記録、栄養ケア計画の見直しを行っている施設に加算されます。
サービス提供体制強化加算 I 1	19 (1日につき)	施設介護職員の内、介護福祉士が60%以上配置されている施設に加算されます。
初期加算	32 (1日につき)	入所後30日間に限り基本料金に加算されます。
口腔衛生管理体制加算	32 (1月につき)	歯科医師又は歯科衛生士が、介護職員に対して口腔ケアに係る技術的助言及び指導等を月1回以上行っている場合に加算されます。
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数の 39/1000	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして大津市長に届け出た介護老人保健施設が、介護保健施設サービスを行った場合、所定単位数に加算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算	251 (1日につき)	入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	251 (1日につき)	入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的な認知症リハビリテーションを個別に行った場合に、週3回を限度として加算されます。
若年性認知症入所者受入加算	126 (1日につき)	若年性認知症入所者に対して個別に担当者を定め、その者を中心に入所者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に加算されます。
ターミナルケア加算11	168 (1日につき)	死亡日以前4日以上30日以下
ターミナルケア加算21	857 (1日につき)	死亡日以前2日又は3日
ターミナルケア加算31	1,725 (1日につき)	死亡日
入所前後訪問指導加算 I 2	471 (1回につき)	入所者の入所予定前30日以内又は入所後7日以内に居室を訪問し、退所に向けた施設サービス計画の策定等を行った場合に加算されます。
入所前後訪問指導加算 II 2	502 (1回につき)	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に加算されます。
退所前訪問指導加算2	481 (1回につき)	入所者の退所に先立って、退所後生活する居室を訪問し、入所者及び家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に加算されます。
退所後訪問指導加算2	481 (1回につき)	入所者の退所後30日以内に居室を訪問し、入所者及び家族等に対して療養上の指導を行った場合に加算されます。
退所時指導加算	418 (1回につき)	入所者の退所時に入所者及び家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合に加算されます。
退所時情報提供加算	523 (1回限り)	入所者の退所後の主治医に対して入所者の診療状況を示す文書を添えて入所者の紹介を行った場合に加算されます。
退所前連携加算	523 (1回限り)	入所者の退所に先立って指定居宅介護支援事業者に対して入所者の情報を提供し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に加算されます。
老人訪問看護指示加算	314 (1回限り)	入所者の退所時に施設医師が指定訪問看護ステーション等に対して訪問看護指示書を交付した場合に加算されます。
経口維持加算 I	418 (1月につき)	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに経口維持計画を作成し、医師又は医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に加算されます。
経口維持加算 II	105 (1月につき)	入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に加算されます。
療養食加算	19 (1日につき)	医師により疾患治療の手段として発行された食事せんに基づき、療養食を提供した場合に加算されます。
緊急時治療管理1	534 (月3日限度)	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算されます。
所定疾患施設療養費1	319 (月7日限度)	入所者に対し肺炎、尿路感染症又は带状疱疹についての投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算されます。
認知症情報提供加算	366 (1回につき)	入所者の診療状況を示す文章を添えて認知症疾患センターや認知症の専門医療機関に紹介を行った場合に加算されます。
地域連携診療計画加算2	314 (1回限り)	診療報酬の地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退院時指導料を算定して病院を退院した入所者について、診療計画に基づき治療等を行い、当該病院に診療情報を文章により提供した場合に加算されます。

★その他の料金(介護保険外 実費負担分)

※上記金額については1円未満の端数計算により誤差が生じます。

項目	金額(円)	内容
文書料	2,160	診断書や紹介状等を作成した場合の料金(消費税込み)
理美容代	3,200 ~ 8,000	業者による移動散髪の利用代金
テレビ貸し出し使用料	150 (1日につき)	居室テレビの貸し出しを利用された場合の料金(消費税込み)
テレビ持ち込み使用料	100 (1日につき)	居室テレビを持ち込まれた場合の料金(消費税込み)
私物洗濯手数料(1/3ヶ月)	2,000	私物洗濯を業者に依頼された場合の料金
私物洗濯手数料(2/3ヶ月)	4,000	私物洗濯を業者に依頼された場合の料金
私物洗濯手数料(1ヶ月)	6,000	私物洗濯を業者に依頼された場合の料金
特別な食事代	実費	ご利用者の状態により補助食品を提供した場合の料金

入所料金表(2割負担)

平成29年4月1日改定

★個室(概算月額料金)

単位:円

	負担段階	(介護保険 2割負担分)					居住費	食費	(希望による)		日額	月額 (31日計算)
		基本料金	夜勤職員 配置加算	在宅復帰 在宅療養 支援加算	栄養マネジ メント加算	サービス提供体 制強化加算 I			おやつ	日用生活 品費		
要介護 1	第1段階	1,453	50	57	30	38	490	300	120	250	2,788	86,428
	第2段階						490	390	120	250	2,878	89,218
	第3段階						1,310	650	120	250	3,958	122,698
	第4段階						1,800	1,550	120	250	5,348	165,788
要介護 2	第1段階	1,547	50	57	30	38	490	300	120	250	2,882	89,342
	第2段階						490	390	120	250	2,972	92,132
	第3段階						1,310	650	120	250	4,052	125,612
	第4段階						1,800	1,550	120	250	5,442	168,702
要介護 3	第1段階	1,674	50	57	30	38	490	300	120	250	3,009	93,279
	第2段階						490	390	120	250	3,099	96,069
	第3段階						1,310	650	120	250	4,179	129,549
	第4段階						1,800	1,550	120	250	5,569	172,639
要介護 4	第1段階	1,783	50	57	30	38	490	300	120	250	3,118	96,658
	第2段階						490	390	120	250	3,208	99,448
	第3段階						1,310	650	120	250	4,288	132,928
	第4段階						1,800	1,550	120	250	5,678	176,018
要介護 5	第1段階	1,890	50	57	30	38	490	300	120	250	3,225	99,975
	第2段階						490	390	120	250	3,315	102,765
	第3段階						1,310	650	120	250	4,395	136,245
	第4段階						1,800	1,550	120	250	5,785	179,335

★多床室(概算月額料金)

単位:円

	負担段階	(介護保険 2割負担分)					居住費	食費	(希望による)		日額	月額 (31日計算)
		基本料金	夜勤職員 配置加算	在宅復帰 在宅療養 支援加算	栄養マネジ メント加算	サービス提供体 制強化加算 I			おやつ	日用生活 品費		
要介護 1	第1段階	1,605	50	57	30	38	0	300	120	250	2,450	75,950
	第2段階						370	390	120	250	2,910	90,210
	第3段階						370	650	120	250	3,170	98,270
	第4段階						450	1,550	120	250	4,150	128,650
要介護 2	第1段階	1,706	50	57	30	38	0	300	120	250	2,551	79,081
	第2段階						370	390	120	250	3,011	93,341
	第3段階						370	650	120	250	3,271	101,401
	第4段階						450	1,550	120	250	4,251	131,781
要介護 3	第1段階	1,833	50	57	30	38	0	300	120	250	2,678	83,018
	第2段階						370	390	120	250	3,138	97,278
	第3段階						370	650	120	250	3,398	105,338
	第4段階						450	1,550	120	250	4,378	135,718
要介護 4	第1段階	1,940	50	57	30	38	0	300	120	250	2,785	86,335
	第2段階						370	390	120	250	3,245	100,595
	第3段階						370	650	120	250	3,505	108,655
	第4段階						450	1,550	120	250	4,485	139,035
要介護 5	第1段階	2,051	50	57	30	38	0	300	120	250	2,896	89,776
	第2段階						370	390	120	250	3,356	104,036
	第3段階						370	650	120	250	3,616	112,096
	第4段階						450	1,550	120	250	4,596	142,476

※初期加算として入所後30日間に限り基本料金が63円が別途加算されます。

※口腔衛生管理体制加算として1月につき63円が別途加算されます。

※介護職員処遇改善加算 I (所定単位数の39/1000)が別途加算されます。

※外泊時(外泊初日と最終日以外)は基本料金が1日757円となります。

※上記金額については1円未満の端数計算により誤差が生じます。

★加算(介護保険 2割負担分)

項目	金額(円)	内容
夜勤職員配置加算	50 (1日につき)	厚生労働大臣が定める基準を上回る夜勤職員(看護職員又は介護職員)を配置している施設に加算されます。
在宅復帰在宅療養支援機能加算	57 (1日につき)	前6か月間において退所した入所者のうち、在宅において介護を受けることとなった者の占める割合が30%を超え、かつ30.4を入所者の平均在所日数で除して得た数が5%以上の施設に加算
栄養マネジメント加算	30 (1日につき)	入所者の栄養ケア計画の作成、栄養状態の観察及び記録、栄養ケア計画の見直しを行っている施設に加算されます。
サービス提供体制強化加算 I 1	38 (1日につき)	施設介護職員の内、介護福祉士が60%以上配置されている施設に加算されます。
初期加算	63 (1日につき)	入所後30日間に限り基本料金に加算されます。
口腔衛生管理体制加算	63 (1月につき)	歯科医師又は歯科衛生士が、介護職員に対して口腔ケアに係る技術的助言及び指導等を月1回以上行っている場合に加算されます。
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数の 39/1000	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして大津市長に届け出た介護老人保健施設が、介護保健施設サービスを行った場合、所定単位数に加算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算	502 (1日につき)	入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	502 (1日につき)	入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的な認知症リハビリテーションを個別に行った場合に、週3回を限度として加算されます。
若年性認知症入所者受入加算	251 (1日につき)	若年性認知症入所者に対して個別に担当者を定め、その者を中心に入所者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に加算されます。
ターミナルケア加算11	335 (1日につき)	死亡日以前4日以上30日以下
ターミナルケア加算21	1,714 (1日につき)	死亡日以前2日又は3日
ターミナルケア加算31	3,449 (1日につき)	死亡日
入所前後訪問指導加算 I 2	941 (1回につき)	入所者の入所予定前30日以内又は入所後7日以内に居室を訪問し、退所に向けた施設サービス計画の策定等を行った場合に加算されます。
入所前後訪問指導加算 II 2	1,004 (1回につき)	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に加算されます。
退所前訪問指導加算2	962 (1回につき)	入所者の退所に先立って、退所後生活する居室を訪問し、入所者及び家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に加算されます。
退所後訪問指導加算2	962 (1回につき)	入所者の退所後30日以内に居室を訪問し、入所者及び家族等に対して療養上の指導を行った場合に加算されます。
退所時指導加算	836 (1回につき)	入所者の退所時に入所者及び家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合に加算されます。
退所時情報提供加算	1,045 (1回限り)	入所者の退所後の主治医に対して入所者の診療状況を示す文書を添えて入所者の紹介を行った場合に加算されます。
退所前連携加算	1,045 (1回限り)	入所者の退所に先立って指定居宅介護支援事業者に対して入所者の情報を提供し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に加算されます。
老人訪問看護指示加算	627 (1回限り)	入所者の退所時に施設医師が指定訪問看護ステーション等に対して訪問看護指示書を交付した場合に加算されます。
経口維持加算 I	836 (1月につき)	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに経口維持計画を作成し、医師又は医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に加算されます。
経口維持加算 II	209 (1月につき)	入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に加算されます。
療養食加算	38 (1日につき)	医師により疾患治療の手段として発行された食事せんに基づき、療養食を提供した場合に加算されます。
緊急時治療管理1	1,068 (月3日限度)	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算されます。
所定疾患施設療養費1	638 (月7日限度)	入所者に対し肺炎、尿路感染症又は带状疱疹についての投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算されます。
認知症情報提供加算	732 (1回につき)	入所者の診療状況を示す文章を添えて認知症疾患センターや認知症の専門医療機関に紹介を行った場合に加算されます。
地域連携診療計画加算2	627 (1回限り)	診療報酬の地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退院時指導料を算定して病院を退院した入所者について、診療計画に基づき治療等を行い、当該病院に診療情報を文章により提供した場合に加算されます。

★その他の料金(介護保険外 実費負担分)

※上記金額については1円未満の端数計算により誤差が生じます。

項目	金額(円)	内容
文書料	2,160	診断書や紹介状等を作成した場合の料金(消費税込み)
理美容代	3,200 ~ 8,000	業者による移動散髪の利用代金
テレビ貸し出し使用料	150 (1日につき)	居室テレビの貸し出しを利用された場合の料金(消費税込み)
テレビ持ち込み使用料	100 (1日につき)	居室テレビを持ち込まれた場合の料金(消費税込み)
私物洗濯手数料(1/3ヶ月)	2,000	私物洗濯を業者に依頼された場合の料金
私物洗濯手数料(2/3ヶ月)	4,000	私物洗濯を業者に依頼された場合の料金
私物洗濯手数料(1ヶ月)	6,000	私物洗濯を業者に依頼された場合の料金
特別な食事代	実費	ご利用者の状態により補助食品を提供した場合の料金